

総務委員長報告

令和6年6月定例会

総務委員長報告をいたします。

総務委員会に付託されました議案の審査結果等について報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、「特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」など条例案6件、「専決処分事件の報告及び承認について」の一般事件案1件、「令和6年度島根県一般会計補正予算（第1号）」など予算案2件であります。

これらの議案について、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれの議案も全会一致をもって、原案どおり可決・承認すべきとの審査結果でありました。

次に、議案の審査過程における執行部からの説明、委員からの質疑、意見等のうち主なものについて報告いたします。

第87号議案「令和6年度島根県一般会計補正予算（第1号）」のうち教育委員会所管分についてであります。

「未来の創り手育成事業費」について、委員から、国からの予算を受けてデジタル化に向けた校内環境整備をしていくことはとても良いことである。この事業を活用し生徒の指導に活かしていくためには、担当教員と教育委員会が連携を取りながら進めていく必要があるとの意見がありました。これに対して執行部から、事業採択校と合同打ち合わせを実施しており、今後も各校との連携を密にし執行状況を確認しながら事業を進めていきたいとの回答がありました。

次に請願の審査結果について報告いたします。

このたび新規に提出された請願第10号は、国と地方自治体は対等な関係であるという地方自治法の原則に立ち返り、沖縄県辺野古の基地建設工事の見直しと沖縄との対話を求める意見書を国へ提出することを求めるものであります。委員から、沖縄に限らず、国は地方の声を丁寧に聞いてくれているのか危惧するところであり、この請願は国と地方との関係を問うている請願であることから趣旨採択とすべきであるとの意見がありました。

また、別の委員からは、国と地方との関係はもちろん対等でなければならないと考えるが、島根県議会として議論する立場にない内容であるとの理由から、本請願は不

採択とすべきとの意見がありました。挙手採決の結果、賛成少数により「不採択」とすべきとの審査結果でありました。

また、同じく新規の請願第11号は、島根県議会において平成25年6月26日付で採択された「日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願」とこれを基にして政府に出された意見書の撤回もしくは無効とする決議を求めるものであります。この慰安婦をめぐる一連の問題については、令和5年9月定例会において、政府の方で改めて見解を示していただくことが適当であるとし、国に新たな意見書を提出するなど、県議会としての考え方について一定の整理を行ったところであり、現時点において、この考え方を変更する状況にはないと考えるとの理由から、全会一致をもって「不採択」とすべきとの審査結果でありました。

また、同じく新規の請願第13号は、政府予算と地方財政の検討にあたっては、日本全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保まで含めた財源確保がなされるよう、地方財政の充実・強化を図ることについて国への意見書提出を求めるものであり、全会一致をもって「採択」とすべきとの審査結果でありました。

なお、この請願にかかる意見書については、後ほど角議員から提案理由を説明いたしますので、ご賛同いただきますようお願いいたします。

次に、報告事項など所管事項調査における質疑、意見等のうち主なものについて申し上げます。

まず、政策企画局所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「県及び市町村における審議会等への女性の参画率について」では、委員から、適材適所を基本としつつ、男女それぞれが平等に近づいていくよう男女共同参画社会を推進していくべきであるとの意見がありました。

また、委員から、平成28年7月の参議院議員選挙以降、島根県を含む4県が合区による選挙制度となり、4県それぞれの声が国政に届けられなくなっている。抜本的な見直しは進んでおらず都道府県間の不平等は放置されたままであるとの意見がありました。こうした意見を踏まえ、当委員会としても、公職選挙法の改正による合区解消を早急に図るよう強く要請すべきとの結論に至り、全会一致をもって意見書を提出すべきとの結果でありました。

なお、この意見書については、後ほど吉野議員から提案理由を説明いたしますので、ご賛同いただきますようお願いいたします。

次に、総務部所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「(公財)島根県育英会・大阪学生会館について」では、委員から、入寮生を増やす取組として、まず高校生に学生会館を知ってもらうための広報をしっかりと行い、併せて入寮している学生にニーズ調査をするなどして、魅力的な寮となるよう対策をしていく必要があるとの意見がありました。これに対し

て執行部から、広報については、教育委員会と連携し、生徒や保護者に学生会館を知ってもらう取組を引き続き行っていきたい。また、育英会では利用者ニーズを踏まえた運営体制の見直しを行うため検討チームを立ち上げており、県としても検討状況を把握し、サポートしていきたいとの回答がありました。

次に、教育委員会所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「令和5年度島根県内高校3年生を対象とした進路決定に関する意識等の把握に係る調査について」では、委員から、県内に進学・就職した生徒は、オープンキャンパス、インターンシップ、企業見学への参加などが進路決定に影響しているとのことであるが、このような機会を増やすためには、現場の先生方の負担にならないよう大学や企業等とのコーディネートを担う人材が必要ではないかとの意見があり、執行部から、商工労働部の高校生等の県内就職促進事業や、しまね産学官人材育成コンソーシアムの開催するしまね大交流会が、生徒にとって県内の大学や企業を知る機会となっている。今後も様々な機関と協力・連携し、企業見学等の取組を進めていきたいとの回答がありました。

また、委員から、全国的に学校給食費無償化を実施する市町村が増えているが、自治体の財政力等による地域間格差が顕在化している。こうした状況を踏まえ、我が議会としても学校給食費無償化のための恒久的な財源措置を求める意見書を提出してはどうかとの意見が出され、全会一致をもって意見書を提出すべきとの結果でありました。

なお、この意見書については、後ほど河内議員から提案理由を説明いたしますのでご賛同いただきますようお願いいたします。

最後に、警察本部所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「SNS型投資・ロマンス詐欺の現状と抑止対策」について、委員から、SNS型投資については若い人たちも関心を持っているので、詐欺への注意喚起に併せ、投資リスクについても知ってもらうことが必要ではないかとの意見がありました。これに対して執行部からは、学校での金融教育の際に投資リスクについても説明をしていくなど、教育委員会と連携して対応していきたいとの回答がありました。

以上、総務委員会における審査の概要等を申し述べ、委員長報告といたします。